

会長挨拶

伊勢神宮式年遷宮に向って

愛媛県神道青年会会長

池内公和



若
十

第21号

昭和63年6月30日
発行

愛媛県神社庁 内
愛媛県神道青年会
0899-21-7875

新緑に目が映える心地よい気候となつてきました。皆様方におかれましては益々御清祥の御事とお慶び申し上げます。

愛媛県神道青年会においては、去る四月十六日に開催されました総会において承認された六十三年度活動計画にそつて今年度の活動を始めることとなりました。会員諸氏のより一層の御協力をお願ひ申し上げます
さて、去る三月六日に愛媛県県民文化会館において第六十一回式年遷宮奉贊会愛媛県本部設立神社関係者大会が開催され、神職並びに神社総代多数の参加を得て、昭和六十八年度の遷宮に向つて奉贊活動を開始いたしました。

ますが、考えるのに我々神社本庁包括の神社神道宗教法人に於て序規の最初のところに次のような文章が記載されています。「神社本庁は、神祇の恩徳を奉体して、神社の興隆を図り、斯道の宣揚に努めて、道義を作興し、もって人類永遠の福祉に寄与することを目的とし、神宮を奉戴し、全国神社の総意に基づいて、その包括団体として昭和二十一年二月三日に設立された。この主旨にのつたり、ここに宗教法人法の制定に伴い、改めてこの序規を定める。神社に奉仕するもの、神社神道の宣揚に当たる者並びに氏子及び崇敬者は、前項の主旨に従い、相共に信義をもつて、この序規で定めたことを保持し、神社の特性及び伝統を尊重して頂きまして、今度の式年遷宮に向つて我々の出来得る事を取りあげて活動方針としていく所存であります

同 同 同 顧 同 藍 同 同 同 同 同 同 同 同 球 事 同 副 金

問事

祝祭日には
国旗を

池内公和洋宰彦人司史豐貞長史德芳邦和彥美昭延昭和彥清野興我部貞哲家原多村俊一

おります。将来に於ては神職子弟また敬神婦人会の皆様方にも参加を呼びかけて行く予定であります。また護國神社玉串裁判の判決も今年のうちに結審する予定であります。会員皆様方におきましては、結審判定内容をよく把握されまして、氏子また総代の皆様方にその判決内容を正しく説明できますように勉強をしておく必要があると思ひます。

その他、各種研修会、初詣ポスター、遷宮啓蒙ボスター、初詣テレビスポーツ、観月神樂の夕べなど後記しています昭和六十三年度活動計画にそつて余す事なく消化活動していく所存です。

会員皆様方にはより一層の協力ををお願い致します。

最後になりましたが、愛媛県神社庁長を始め、役員皆様、県内宮司様方にはこのような我々の活動に対しまして御理解御支援の援助金を御寄付頂きました誠に有難うございました。活動資金あっての活動と執行部一同感謝致しております。今後共斯道発展のため、なお一層の努力を致す所存でありますれば、愛媛県神道青年会に一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

神青協中央研修会報告雑感

石鎚神社 権祿宜 曾我部英司

た総作の皆様方からの半決内容を正しく説明できますように勉強をしておく必要があると思います。

その他、各種研修会、初詣ポスター、遷宮啓蒙ポスター、初詣テレビスポーツ、観月神樂の夕べなど後記しています昭和六十三年度活動計画にそつて余す事なく消化活動していく所存です。

会員皆様方にはより一層の協力ををお願い致します。

最後になりましたが、愛媛県神社庁長を始め、役員皆様、県内宮司様方にはこのような我々の活動に対しまして御理解御支援の援助金を御寄付頂きました誠に有難うございまし

本県神道青年会よりは、柳原幸輔
会長をはじめ、勝本房利氏及び私の
三名が出席させて頂いた。

今回の研修会は、そのテーマを「
神と食文化－米とのかかわりにおいて
て－」と題し、両日にわたり、外交
評論家・加瀬英明先生、また、国学
院大学日本文化研究所講師の茂木栄
先生の基調講演をもとに、意見発表
討論会等がなされた。

周知のとおり、「米」は、神道祭
祀のなかにおいても、その根幹をな
してきた。

時の流れとともに、我々日本人の
食文化にも変化をきたし、米離れ（
生産者・消費者共）の傾向も顕著に
してきた。

さて、我々日本人は、縄文時代後期より農耕民族として、その當みを繕ってきた。そのながら、生活の糧を与えてくれる天地自然の息吹きにあるいは、その現象に畏敬の念、また感謝の念を抱きつつ、自然発生的に神道の祭祀が誕生した。

つまりは、「神道」の祭祀がイコール農耕儀礼と言われる所以である

農耕民族は、ほとんど例外なく、河川の流域に文化・文明をきずいてきた。水のないところに農業はなく、水こそ彼等にとって、生活の源であつた。

こう思うに、昨今の米に関する諸問題、単に米だけの問題に止まらず確かに我々神道人としては、なおざりにはできない問題である。

しかししながら、私は、我々日本人の祖先の心は、悠久に継がれるものと信じつつ、難感を添え、以上過日の報告とさせて頂く次第。

なり、米の輸入自由化（コメ・パッセンジング）等の動きも浮上する昨今、我が国の文化伝統を正しく継承しなければならない我々神道人にとって、言うまでもなく、農業は、自然の等閑視できない問題であるとの觀点から、様々に討議された二日間であった。

さて、我々日本人は、縄文時代後期より農耕民族として、その當みを続けてきた。そのなかから、生活の糧う。

を想起すると、ここにも水こそ生活の基盤という思想を見ることができる。

制約をストレートにうける結果産業と言える。自然を司り農作物に豊凶を生む、人力を越えたところに人間以上の何か、いわゆる「神」の存在を認知せざるを得なかつたのである。

かのイザナギ・イザナミの二柱の神が、「天の逆鉾」をもつて水を搔回し、そのしづくが垂れて、わが日

になつた我々日本人にとつては、河川流域での生活を余儀なくさせられたことになる。



昭和六十三年度活動計画

小豆島国際ホテル
〒七六一四一

◇集合日時場所 八月四日 十二時
県営桟橋

四国地区神青 禊鍊成会開催要綱

四国四県夏季研修会の日程が左記の通り決定致しました。

会員並びに諸神職の参加を希望致します。案内状は後程、

会員みなさまにさしあげますので、出欠に係わらず必ず御返答願います。

なお、出席者には、各研修会会費一部を援助致します。

第十五回

四国地区神青 氏青

合同研修

主旨 神様と遊ぶ

現代の失われて行く緑の中での貴重な鎮守の森、境内、付属建造物などは、何にも替えがたい財産です。

そしてまた、この財産は高い理想の現実のためには最上の条件であり、雰囲気であります。

我々が、"神様と共に"という機

会を多く作り楽しさの中に、自然を愛し、人を愛し、祖先を。神様を敬

◇期日 昭和六十三年八月四日(木)
五日(金) 一泊二日

◇会場 香川県小豆郡土庄町銀波浦

講演講師

沙沙貴神社宮司 丘 真杜先生

香川県リクレーション協会

宮武輝子先生

当番県 香川県神道青年会

香川県氏子青年協議会

皆様の参加をお待ちしております。

◇主催 四国ブロック神道青年会・ 氏子青年会 ◇期日 昭和六十三年八月二十六日 (金)・二十七日(土)
一泊二日

当番県 香川県

◇参加費 会員一名 一五、〇〇〇円
会員家族大人一〇、〇〇〇円
子供一人(小学生以上) 七、〇〇〇円

◇場所 愛媛県上浮穴郡美川村東川河崎神社(梅木匡人宮司)
電話(0993)6-0373

宿泊 河崎神社社務所

未定(後日会員皆様方には
御連絡致します)

〔宿泊費・食事代・親睦会
費〕

◇講師 未定(後日会員皆様方には
御連絡致します)

◇持展品 筆記用具、洗面具等

◇目標 深く、鍊成とも行事としてと
らえて、学究的研究を主と

◇申込締切 愛媛県内は七月二十日
〔敵守願います〕

せずに、神社奉仕上の祭式
の一部として、祭典奉仕上
必要な身を清め精神安定を

◇修了証 会員については全日程を
修了されると、香川県地

方研修所より修了証が授与
されます。

◇申込先 松山市居相町二七二一五
伊予豆比古命神社内

◇参加者 神青会員並びに一般神職
一名 四〇〇〇円

◇その他 親善ソフトボール大会

◇参加費 〔宿泊・食事等一切〕

愛媛県神道青年会宛

◇持展品 白衣、白袴、はちまき、
草履、帯、ゴム草履、足袋、
洗面具、筆記用具等

◇申込先 松山市居相町二八二
伊予豆比古命神社社務所内

愛媛県神道青年会事務局宛

第六回 観月神楽の御案内

例年神道青年会の主催による第六回観月神楽を次の日程にて開催致します。

今年は東予地の開催ですので、東予神職の皆様には御案内致しますの

で、多数御観覧下さいますようお願
い申し上げます。

愛媛県神道青年会主催による親日
神楽の事業活動に対して、去る四月
二十二日に神社本庁で開催された神
道青年会全国協議会定例総会の席で
全国表彰を受けました。

その事をまた別の角度から申します。今、政治形態として日本の国は

す。我々はエリートです。秀れてい
るのである。その秀れたる者が中心と

皇學館大學教授
田中卓

今年で六回目を迎えるこの事業に對しまして、内規では継続十年といふ規定がありましたが、この事業活動が神社音楽の普及に多大な成果をあげている事が認められ、今回の特別表彰となつた次第であります。

けれどもそれは美態かう言うならば
多數支配の政治形態です。困るのは
少數なのです。そこで少數の者が今
度は立ち上りまして、その多數とい
うけれどもこれらは愚劣なるもので

つまりその多数支配に対抗して少數独裁という考え方が出てくるわけです。多數支配のチャンピオンがアメリカなのです。あるいは中央です。今、世界がこの二つに分れて戦っているわけです。つまり物事の本質と



事業活動

神樂一

第十三回 四国地区合同研修会

講演「天皇と日本」

(会報19号より続く)

いうものを見抜かなければ駄目なのです。新聞を見て、テレビを見て、上面だけ撫でていても、そんな物は本質ではない。民主政治の特色は、多数支配。共産政治の特色は少数独裁である。これがお互にぶつかりあつてゐるんだという風に理解すべきものであると私は考へております。そしてそれそれに言い分がある。多数支配のつまり民主政治の方をとる人々はいくらエリートだと言つても、そんな少数独裁というよりはやっぱり個人的に秀れた人だと言つても、その意見を尊重してやつていった方がいいのではないか、というのがこちらの立場なのです。これに対してもそんな事ではないと、例えばソ連とか中共はたくさんの人口をもつているわけです。この人口の大部分が、まあどちらかと言うと愚か者です。そういう者を支配して治めて行くのに、そんな者の意見を聞いていたら国がまとまつていません。

そこでエリートが少数独裁でやつて行こう。これの方が国がよく治まるんだという立場を探るわけです。誤解のないように申しておきましたが私はアメリカの民主政治が駄目だと

言っているのではないのです。中共やソ連の独裁政治がいけないと言っているのではないのです。我々の国においては、そういうやり方が最も望ましいのであろうと思います。しかし、それはアメリカやソ連や中共に於いて言っていることであって、その真似をなぜ日本がしなくてはならないか、私はする必要がないと考えております。日本には一億二千万の人がいて確かに人が多い。多いけれどもその国民はレベルが非常に高いのです。これは世界の人々が皆認めています。そういう点から言えば国民の意見というものを大いに尊重したらしいと思います。だから民主政治を日本がとっていると言うことは間違いとは思いません。

しかし、それが最もよい政治形態かと言えば、私はそうは思いません。もつとよいやり方があります。それが天皇政体であります。これも念のために申し上げますが、天皇制という言葉をよく使います。これはあまり使われない方がよろしいと思います。天皇制というのは共産党が発明した言葉なのです。共産党が出来た時から天皇制といつてゐるのです。そしてその天皇制という時には必ず

一つの概念がついているのであります。どういうことかと言いますと、上は天皇より下は村役場の一村長に至る迄、この国を支配している一つの政治形態を天皇制というわけなのです。その天皇制と言った時には必ず下に天皇制打倒という言葉がつくのです。だから天皇制だけで一つの言葉があるのではないのです。

天皇制打倒という言葉があるので

そういうことを理解して頂きませんと天皇制と言つてしまふと悪い内容をもつてゐるのである。天皇制を守りましょうということはあり得ないわけなのです。ちょうどあの帝国主義というのと同じことです。今、帝国主義を守りましょうなんて言うのは誰もいないでしよう。軍国主義とも同じことです。軍国主義、帝国主義とはこういうものだという概念があるわけなのです。同じように天皇制というのは共産党の側で作った言葉でこれはもう搾取形態なのです。天皇から村役場の村長に至るまでグエルになつて人民から搾取していく、そういう形態を天皇制と彼らは言つたわけです。だから天皇制打倒といふ言葉でまとまつてくるわけなのです。

議論をする時には、こちら側の土俵で相撲を取らなくてはいけません。向こうに乗り込んで行つたのではそれだけで負けている。そういう事をよく考えて言葉一つにも大事な精神が宿っているという風にご理解頂きたい。

そういう点でいろいろ皆さんの御意見を聞いておりましても、どうも皆さんの中でも敬語が十分使えない人がいるようです。

敬語というのは大切です。これは日本の特色として敬語を使うという事がやはりお互いに大事なことです。この頃よく私達はという人があります。「達」というのは敬語なのです。自分の事を言うのに私達はというのはおかしいのです。私共はと言うべきです。

自分の家の子供でもそうでしょう。うちの子供はこうでありますと云うのです。よその家人に対してお宅の子達は、と言うのです。相手に対する達と言います。自分の方は共というものが日本語なのです。

これは皆さん神職でいらっしゃるからすぐおわかりになると思います。八百萬の神達は、と言うのです。八百萬の神共というものはおかしいでしょう。達が敬語で、共が自分の事を言うのです。

そういう言葉一つでも大事なのであります。

言靈というものはそれなのです。言葉を使う人によってその人の品格がわかるのです。

講演を聞いておられてもすぐわかる程度が低いのです。

そういう言葉一つでも大事でありますから、天皇制という言葉は使わないで頂きたい。もし、どうしても使う必要があれば、いわゆる天皇制というくらいに念を押して、自分はちゃんと知っていますよという立場で話をして頂きたい。したがって、私は天皇制という言葉は使わないで天皇政治と呼んでいます。天皇政治は実はこういう民主政治とか、あるいは共産政治に比べて、もっとすばらしいものであります。

(つづく)

昭和六十三年度定期総会開催

昭和六十三年度愛媛県神道青年総会が、去る四月十六日に伊予鉄福祉会館で開催されました。

家賀唱、来賓の神社庁真鍋主事、松山支部長正岡宮司の祝辞を頂いた後に、会長より愛媛会員に議長指名、議事録作成者に十亜会員を選出したのに議案審議に入りました。

まず、会長より昭和六十二年度の活動報告、事務局より会計報告、監査委員より監査報告と進み、参加会員の承認を得て、統いて六十三年度の活動計画案、予算案を提出、参加会員の活発な意見交換の後、一同の承認を得て六十三年度の活動計画にそつて活動を始めることになりました。

- ◇中央研修会への参加
- ◇四国ブロック懇親成会への参加促進〔香川〕八月四日・五日
- ◇御巡幸誌協同編集・発刊
- ◇南中東予ブロックの自主的活動を推進
- ◇式年遷宮啓蒙運動〔お伊勢様ボスター・自主制作・配布〕
- ◇新年互礼会の開催〔中予〕
- ◇会員への勧誘・増強
- ◇観月神樂の夕べ 八月二十日

※会合にはできる限り出席致しましょう!!

※返信葉書は、出欠にかかわらず投函しましょう!!

※時間厳守「遅れる場合は連絡」しましょう!!

- 総会閉会後、講師に日招八幡神社宮司玉井正素先生をお迎え致しまして、新年互礼会の講義に引き続いで暦の講義をして頂きました。理解しがたい内容を非常に理解しやすく議題頂きました。
- このよき機会に会員諸氏の参加を切にお願い致します。
- 引続き懇親会にはいり、解散。
- 御協力いただきました会員諸氏ご苦労さまでした。
- ◇初詣ボスターの配布・初詣テレビ
- ◇スポーツの放映・バス広告
- ◇その他役員会で決定する事業

事業委員会

- 初詣ボスター・遷宮啓蒙ボスターの配布
- テレビスポット・バス広告の事業

- 委員会で決定する事項
- 教化委員会
- 御巡幸誌の協同編集・発刊
- 皇居清掃奉仕の実施
- 各種研修会の開催
- 委員会で決定する事項
- 会報「若竹」21・22号発行
- 委員会で決定する事項

昭和六十二年度活報報告

62

第十六回定期総会

伊予鉄福社会館
神社本厅

六		63
回		•
開	3 3 3 2 2 2 2	
•	• • • • • •	
催	23 6 5 23 22 11 10	
	{	
	24	

建国記念日祭典パレード打合せ	県 岐 阜 神 社 民 館 庄	県 岐 阜 神 社 民 館 庄	全 神 協 役 員 會	全 神 社 大 会 奉 仕	四 國 四 縣 連 絡 會	御 巡 幸 誌 編 纂 委 員 會
----------------	--------------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---

新入会員紹介



久保浩丸

宇和島市藤江一

宇和島市藤江一三四〇番地

多賀社
格神宮
生年月日
昭和三

多賀祐祐
格柳宜
生年月日
昭和三十五年八

趣味歷史探訪

趣味 歷史探訪

抱負

抱負 これを機に精進しな

思う今日

思う今日この頃です

敬神生活の綱領

一、神の恵みと祖先の恩とに感謝し、明き清きまことを以て祭祀にいそしむこと

一、世のため人のために奉仕し、神の

して世をつくり固め成すこと

世界の共存共榮とを祈ること

有識・選官ホフタリ酉存
初詣テレビ・ラジオスポーツ放送
第四回役員会
新年互礼会
建国記念日祭典パレード打合せ

神松松Fテ県県京京波高徳神
山山Mレ神神裁賀社
社・・ビ都都知島本
白白愛愛社社判神
庁魂魂媛媛庁庁所府府社県県庁

伊予鉄福社会館	全神協定例総会	護國神社玉串裁判傍聴券取り	神社本庁
第一回役員会	四国ブロック連絡会	県裁判所	県裁判所
玉串裁判傍聴券取り	中予地区敬神婦人団体連合会総会	大宮八幡宮	香川・金刀比羅宮
愛媛県敬神婦人連合会	伊予豆比古命神社	大宮八幡宮	伊予豆比古命神社
第二回役員会	県	県	県
玉串裁判傍聴券取り	神	神	神
会報若竹二十一号発刊	裁判所	裁判所	裁判所
全神協定例総会	神社本庁	神社本庁	神社本庁

63

62

•
4
•
21
11
1
22

書算決度年度和昭62

器の入能

昭和63年度 予算 (案)

卷之三

項 目		本年度予算案	年度決算	増減比較	付	記
1	会費収入	800,000	3,350,000	+ 3,500,000	会員会費、新年互礼会費	
2	助 成 金	4,500,000	650,000	+ 2,000,000	社団行動基金、時局対策費 県内公社、県議、二級寄付	
3	寄 付 金	600,000	1,452,000	+ 852,000	総会その他の援助金	
4	雑 収 入	8,232	4,200	+ 3,876.8	和らご駄伝記録費外	
5	総 越 金	211,768	211,768			
合 计		1,570,000	26,907,683	+1,120,768		

项目	本年度予算	前年度予算	增減比較	付	記
1 会費收入	300,000	300,000			
2 助成金	350,000	450,000	-100,000	神社厅助成金、時局対策費	
3 寄付金	800,000	600,000	+200,000		
4 獲収入	11,821	8,232	+	3,589	
5 繰越金	783,179	211,768	+571,411		
合計	2,253,000	1,573,000	+680,000		

新出卷

項 目	本年度予算	本年度決算	増減比較	付	記
1 会 譲 費	300,000	204,324	- 95,676	総会、新年互礼会	
2 研修教化	200,000	444,110	+ 244,110	観月神樂、鄭、中央研修会、その他	
3 事業費	500,000	674,800	+ 174,800	切脂、 <u>切脂</u> スマボスター 初詣テレビ、ラジオスポーツ広告	
4 広 告 費	140,000	68,510	- 71,490	若竹 20 号	
5 事務費	50,000	62,956	+ 12,956	切手、乗合、送料、郵便用具	
6 燐 品 費	10,000	27,90	- 7,210	弦代	
7 旅 費	200,000	66,200	- 133,800	中央総会 西園ロック研修会、連絡会外	
8 慶弔費	20,000	17,500	- 2,500		
9 分 担 金	140,000	140,200	+ 200	全神協、四国四県、櫻、北方領土	
10 離 支 出	5,000	22,120	+ 216,200	神楽打合せ祭子代、その他 20万円は事業基金へ	
11 予 備 費	5,000	0	- 5,000		

10 of 10

10

144

10

1

10

1

上印名项目监查的社团

上集

卷之八

卷之三

卷之三

卷之三

昭和 63 年 6 月 30 日(8)

会員会費納入者名

矢高丸倉玉菊芥菊井管池田都清重久本井片山武井高馬藤浅高
野田山橋井池川池上 田内築家松保田上岡中智上橋越原海田
秀康博修正博 国正通和一芳貞正盛 忠功将正貞幸将修宣秀
綱成文三紀文亮興博利博弘憲宏寛浩洋史好史人人意文次英志

都田長加正上近武久堀御三後矢佐吉池柳勝曾湊山平川藤相
子野内 納岡甲藤智保 村田藤野藤田内原本部 下田崎原原
清逸敏典一一晃純浩 俊長正哲 充公 房英照幸 正寿宗
彦和康子男則司二丸司一真宜夫豊邦和宰利司彦志章典久正

昭和六十一年度
寄附助成者御

芳名

金十五万円也	石 鰐 神 社	金十萬円也	伊豫豆比古命神社	金七万円也	和 靈 神 社	金三万円也	一 宮 姫 坂 神 神 社	喜 多 郡 支 部 神 社	宇 和 山 支 部 神 社	大 洲 市 支 部 神 社	伊 予 支 部 神 職 二 同 殿	金二万九千円也
嘉 高 吹 石 須 野 須 野	加 久 万 支 部 神 社	金一万円也	荒 玉 生 木 八 番 神 神 神	碇 久 八 番 神 神 神	金二万円也	金二万円也	坂 神 神 社	坂 神 神 社	坂 神 神 社	坂 神 神 社	坂 神 神 社	坂 神 神 社
母 鴨 揚 岡 賀 間 間	茂 支 部 神 社		神 神 神 神 神 神	神 神 神 神 神 神			社	社	社	社	社	社
神 神 神 神 神 神	社		社	社			殿	殿	殿	殿	殿	殿
社			殿	殿			池	池	池	池	池	池
石 鴨 田 越 藤 鴨 平 小			鴨 田 越 藤 鴨 平 小	鴨 田 越 藤 鴨 平 小			沼 矢 三 輪 田	沼 矢 三 輪 田	沼 矢 三 輪 田	沼 矢 三 輪 田	沼 矢 三 輪 田	沼 矢 三 輪 田
川 崩 智 原 頭 本 田 池			原 頭 本 田 池	原 頭 本 田 池			崎 野 長 曽 我 部	崎 野 長 曽 我 部	崎 野 長 曽 我 部	崎 野 長 曽 我 部	崎 野 長 曽 我 部	崎 野 長 曽 我 部
漢 重 多 理 裕 清 茂 棱 威			清 茂 棱 威	清 茂 棱 威			嘉 哲 夫	嘉 哲 夫	嘉 哲 夫	嘉 哲 夫	嘉 哲 夫	嘉 哲 夫
見 元 甫 理 寿 博 司 宜 光			宜 光	宜 光			吉 殿	吉 殿	吉 殿	吉 殿	吉 殿	吉 殿
殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿			殿	殿			殿	殿	殿	殿	殿	殿

金五千円也	奥坂神社	宇都宮神社	八幡神社	金六千円也
井田八幡神社	大浜八幡大神社	明日八幡神社	潮早神社	岩城八幡神社
東宮神社	橘八幡大神社	飯成神社	高浜八幡神社	護運玉甲申賀益
高家八幡神社	朝日八幡神社	八社神社	八柱神社	徳威三嶋宮
富田八幡神社	伊曾野神社	二名神社	大宮八幡宮	湊三嶋大明神社
高殿神社	三鷗荷神社	天一稻神社	三鷗神社	三鷗神社

平武丸和高渡別武額土田田都馬十高飯神
子石智山氣市部府市田居野内野越龜橋尾
安信勝須慶定賴 重重正一政政司三宏
正州甫雄久詮雄勉則喜貳弘子応老郎隆
殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿

他県
・
一般

金十万円也

事務局不手際の為、払元不明の寄付金
二、七〇〇〇円也がござります。右御芳
名にもれた方、或はお気付きの方がおら
れましたならば、ご連絡下さい。

会報二十一号の発行が遅れてお詫び申し上げます。
尚、皆様より多数の投稿をお待ち致しております。

編集後記

金五万円也

金十萬円也

金十万円也

昭和六十二年度神社庁助成金二十万円也

金二十万円也

神社序助成金